

令和4年度

那須塩原市議会 所管事務調査報告書



視察期間：令和4年7月25日（月）～ 7月27日（水）

- I 視察日：7月25日（月）
視察地：大分県別府市
内容：市営「北浜温泉テルマス」廃止について
- II 視察日：7月26日（火）
視察地：福岡県福岡市
内容：宿泊税（法定外目的税）について
- III 視察日：7月27日（水）
視察地：愛媛県松山市
内容：選挙コンシェルジュ、選挙クループロジェクトについて

総務企画常任委員会

委員長	山形紀弘	副委員長	中里康寛
委員	鈴木秀信	委員	星宏子
委員	相馬剛	委員	鈴木伸彦
委員	中村芳隆	委員	山本はるひ
委員	玉野宏		

【随員：長岡 栄治、飯泉 祐司】

市営「北浜温泉テルマス」廃止について

視察地 大分県別府市
視察日 令和4年7月25日
報告者 中里 康寛
 中村 芳隆
 玉野 宏

総務企画常任委員会は、市営温泉施設（指定管理）の廃止について、別府市の取組みを視察した。

（1）北浜温泉テルマスの概要について

市営の温泉施設として、総事業費約10億円（市単費）をかけ、平成10年に開業した。鉄筋コンクリート2階建、水着を着用して利用する屋外健康浴、露天風呂、サウナ等を有する多目的温泉。

計画段階での利用者目標は年間15万人としていたが、開業時の利用者目標を年間8万人に設定して営業を開始した。

（2）施設運営について

上記で述べたように計画時と開業時の目標利用者数の大きな見直しのほか、湯量不足や赤字運営の想定など、開業当初から懸念事項があった施設である。

（3）運営状況について

①近年（過去3か年）の利用者数について、平成30年度39,372人、令和元年度41,155人、令和2年度26,893人と目標としている年間の利用者数を大きく下回っている。

②指定管理料について、平成30年度約3,100万円、令和元年度約2,800万円、令和2年度約2,700万円となっている。

③運営収支（指定管理料除く）について、平成30年度約▲2,900万円、令和元年度約▲2,900万円、令和2年度約▲3,100万円となっており、開業時からの累積赤字は6億円を超え、赤字補填は一般会計から繰入っていた状況であった。

（4）廃止までの経緯について

令和3年1月に「別府市外部行政運営評価委員会」が設置され、委員から運営状況や収支状況に対して、廃止も含めた施設のあり方を検討することについて指摘があり、今後の施設のあり方について「公共施設マネジメント推進会議」で検討が開始される。

同年5月に「公共施設マネジメント推進会議」にて、北浜温泉廃止の方針を決定した。

同年6月に市議会の常任委員会へ、施設の廃止について報告した。

同年8月に利用者に対して、廃止の方針決定の理由やこれまでの経過、廃止に向けての対応について説明会を開催した。

同年9月第3回市議会定例会に北浜温泉廃止に関する条例改正議案及び補正予算議案を上程した。

令和4年3月北浜温泉廃止

（5）廃止方針の決定に至った理由について

①開業当時の年間8万人の利用者目標達成の見込みがないこと。

②事業採算性がなく長期赤字が継続していること。

③開業から20年以上が経過しており、建物及び機械設備等の更新時期を迎え、直近5年間で1億円規模の改修費用が想定されること。

④市直営から複数の指定管理者による管理運営を行ったが、経営改善の目途が立たないこと。

⑤収支状況について、各専門の外部評価委員から、施設廃止を含めた検討の必要性に指摘があったこと。

（6）廃止後の財産利活用について

廃止後の財産有効活用の可能性及び今後の方針等の参考とするため、令和3年

11月から、サウンディング型市場調査を実施している。また、現在サウンディング型市場調査と並行して行政での利活用の検討も行い財産利活用の方向性を整理している。

(7) 所見について

那須塩原市においても、採算のとれない観光施設を抱えており、他人事ではないというのが私の感想である。全国でも1位あるいは2位を争う温泉都市である別府市で観光の要である温泉施設が開業当初から赤字であったことに驚いた一方で、施設を廃止とした市の判断については正しい判断であったと考える。本市は令和3年度の事務事業棚卸において、採算の取れない観光施設について、今後のあり方を検討している。また、総務企画常任委員会としては、採算の取れない観光施設のあり方について提言をするべく、現在、その素案を作成しており、今回の視察を活かし、具体的な提言に繋げたい。

(中里康寛)



別府市にて説明を受ける

3年振りに常任委員会の視察研修を行いました。

先進的、成功した事例を視察することが多い中、今年は失敗した事例を、ということで別府市北浜温泉（テルマス）廃止について視察研修して参りました。

テルマスとはラテン語で「浴場」を意味し、的ヶ浜公園スパビーチに隣接する「市民と観光客のコミュニティ広場」、別府温泉のシンボルとなる多目的温泉施設として、平成10年10月に総事業費約10億円の費用を投じて開業致しました。

事業計画の段階では年間の入浴者数の目標を15万人と設定していた。しかし開業時の入浴者数目標を7万人減となる8万人へ見直したり、温量不足が指摘されたりと、当初の計画自体に調査不足が露呈されるなど赤字運営が想定されるスタートとなった。

その想定が的中するかの様に開業当初から目標値の半数となる4万人の利用者数となり、当初から赤字運営が継続しており、近年は年間3千万円の赤字運営となっていた。また、累積赤字も6億円を超えている状況である。事業採算性がなく長期的に赤字が継続している事、開業から20年以上経過し建物及び機械設備等の更新時期を迎え、改修費用が想定される事や経営改善の目途が立たない事に対し、外部評価委員から施設廃止を含めた検討の必要性の指摘があり、検討を重ねた結果廃止となりました。今後は北浜温泉廃止後の利活用に関するサウンディング型市場調査を開始し、財産利活用の方向性を整理していく予定との事。

市民の利便性、健康増進、観光客の誘致、別府温泉のシンボルとしてスタートした北浜温泉（テルマス）が、結果的には計画段階からの目標設定のミスと時代の変革を読み取る事が出来なかった事が廃止に到った要因の一つになったのではないかと思われるが、各自治体においてもこのような公共施設は沢山ある。市民の利便性、公共性を考慮すると、費用対効果を考えず赤字経営している施設は沢山

あるのではないかと。別府市の様にしっかりと議論され、勇気ある廃止という結果を出す事も財政上重要ではないかと思われる。本市においても指定管理者により管理運営を行っている施設が94ヶ所ある。事業採算性がなく長期赤字が継続している施設があるのが現実です。一つ一つ見直し検討する事が求められていると思います。今回の別府市を参考とし、委員会の中で研究して参りたいと思います。

(中村芳隆)



別府市議会議場にて

「テルマス」は「ラテン語」で浴場を意味する。

同施設を別府温泉のシンボルとすべく、的ヶ浜公園スパビーチに隣接させ、市民と観光客のコミュニケーション広場を目指した。開業当初より事業を進めるに懸案事項として湯量不足、赤字運営の想定がされていた。

開業は平成10年10月総事業費10億円鉄筋コンクリート2階建、冬期間も利用できる屋外健康浴場の温度を保つために加温費用が発生した。このことと湯量不足、類似施設の不評は、国内トップクラスの別府温泉のブランド力を落とすことにもなる。平成30年、令和元年、2年度の赤字額は3000万、廃止に向かって令和3年1月に別府市外部運営評価委員会にて検討が始まり、翌4年3月31日に廃止が決定された。同施設は別府温泉杉乃井ホテルの温泉施設と重なるよう感じた。那須塩原市塩原温泉地域にも長期にわたる赤字施設が見られる。解決案をまとめ実施すべきと思った。

(玉野宏)

宿泊税（法定外目的税）導入について

視察地 福岡県福岡市
視察日 令和4年7月26日
報告者 鈴木伸彦、星宏子

1. 調査の目的

那須塩原市では、コロナ禍における(新しい観光のあり方)を策定し、観光地の信頼(安全・安心)を確保する取り組みとして、新型コロナウイルス感染症対策調査事業(PCR検査)を行った。また、「新しい観光のあり方」において、観光客にも一定の責任を求めると言う「責任のある観光」(レスポンスブルツーリズム)を推進するため、期間限定の特例措置として、事業費の一部を観光客にご負担いただきとし、具体的な方法として宿泊者を対象とした入湯税の税率の引き上げを行った経緯がある。

この事を踏まえ、今回の視察先である福岡市では(令和2年4月1日より)法定外目的税として宿泊税を導入したわけであるが、宿泊税はどのような税金か、なぜ宿泊税は導入されたのか、宿泊税導入後入湯税はどうしたか、宿泊税の定義、税収の使途、効果などについて調査した。

2. 福岡市の概要と特徴

面積 343.47km²

行政区 7区

推計人口は162万9129人(令和4年7月1日)である。産業別就業人口では第三次産業は51万9335人(77.8%)である。

令和4年度当初予算等

一般会計 1兆410億1000万円

特別会計 7155億2360万5000円

企業会計 2291億4557万8000円

総計 2兆856億7918万3000円

財政力指数 0.895

経常収支比率 93.8%

*)特徴として、福岡市は九州全体への交通の要衝であり福岡県及び近隣県への玄関でありまた、商業都市でもある。その点で那須塩原と大きく異なる。

人口も多いことから予算規模も那須塩原市に比べて非常に大きい。財政力指数は強く、経常収支比率は健全である。

3. 宿泊税（法定外目的税）導入の経緯

平成30年3月から9月 福岡市議会の有志議員による検討。

9月14日 宿泊税の創設を含む福岡市観光振興条例案(議員提案)可決

9月 宿泊税に関する調査検討委員会設置

10月から11月 第1回から3回宿泊税に関する調査検討委員会

11月から平成31年5月 福岡県との実務者協議会を実施

令和元年5月24日 福岡市と福岡県府が合意

6月24日 福岡市宿泊税条例可決

7月25日 総務大臣の同意に係る協議の申し出(福岡県も同日)

7月から9月 関係団体等へ宿泊税導入のお知らせを通知

10月から11月 宿泊事業者向けに説明会の開催(計10回)

11月15日 総務大臣の同意(福岡県および北九州も同日)

11月19日 宿泊税条例の公布

令和2年4月1日 宿泊税条例の施行

4. 宿泊税の概要

- (1) 課税団体 福岡県福岡市
- (2) 税目名 宿泊税(法定外目的税)
- (3) 課税客体
 - ・旅館業法に規定する旅館・ホテル業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為
 - ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為
- (4) 税収の使途

福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICE の振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充当

- 1 観光産業の振興
- 2 受入環境の整備
- 3 観光資源の魅力の増進等
- 4 MICE の振興
- 5 持続可能な観光の振興

(MICE は福岡市独自のプログラムで国際会議場その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントを指す)

宿泊税は基金に積み立てし、必要に応じてその都度崩し利用

(5) 令和 4 年度一般会計当初予算案における宿泊税充当事業について

※歳入見込み 11 億 2763 万 2000 円

内訳 宿泊税収入 10 億 4846 万 2000 円 + 観光振興基金取り崩し = 79, 170, 000 円

※令和 4 年歳出の主な事業

- ・九州ゲートウェイ都市機能強化
- ・デジタルサイネージを活用した情報発信
- ・FukuokaCityWi-Fi の拡充等
- ・大型 MICE 等の集客拡大対応
- ・ポストコロナ MICE 誘致強化事業
- ・国際スポーツ大会に合わせた受入環境の充実等
- ・地域や市民生活と調和した持続可能な

観光振興の推進

- ・海辺を活かした観光振興事業
- ・公衆トイレ環境の向上等

(6) 課税標準

- ・旅館業法に規定する旅館ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る軽住宅への宿泊者

(7) 税率

1 人 1 泊について、宿泊料金が 2 万円未満のもの 150 円、2 万円以上のもの 450 円

(8) 徴収方法 特別徴収

(9) 収入見込み額

(初年度) 約 16.7 億円

(平年度) 約 18.2 億円

*) コロナ禍のため令和年から 3 年度の実質収入は 10 億円ほど下回っている。

(10) 非課税事項 なし

(11) 調整費用見込額

(初年度) 約 1.7 億円

(平年度) 約 1.5 億円

(12) 課税を行う期間

条例制定後 3 年(その後は 5 年毎)を目途に見直し規定あり

5. 宿泊税の導入についての説明

(1) 宿泊税とはどのような税金か。

宿泊税とは市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき使途や税率が定められる法定外目的税である。

(2) なぜ宿泊税は導入されたのか。

福岡市は九州のゲートウェイ都市として、ハード・ソフト政策の両面から、観光・ビジネス客の受け入れ環境の整備を

行っており、今後も、増加する観光客と市民生活の調和を図りつつ、より多くの観光客を呼び込み、九州全体の活性化につなげていく必要がある。

こうした中、福岡市が講ずべき観光・MICE政策を開くとともに、その財源として「宿泊税を課する」と規定された「福岡市観光振興条例」が議員提案され平成30年9月に可決・成立した。これを受け、同年10月に「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会」を設置し、宿泊税の使途と課税要件について議論を進め、広く意見募集も行い、同年11月に報告書の提出を受けた。その後、福岡県と協議を行い、令和元年6月、議会に宿泊税条例案を提出し、議会で可決・成立したものである。

(3) 福岡市分の宿泊税の税率が150円と450円の2段階となった理由。

福岡市が構図すべき観光・MICE施策とともに、その財源として「宿泊税を課する」と規定された「福岡市観光振興条例」が議員提案され平成30年9月に可決・成立した。これを受け、同年10月に「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会」を設置し、宿泊税の使途と課税概要について議論を進め、同年11月に報告書の提出を受けた。

税率については、この報告書を受け、今後必要となる観光振興策の取り組みに要する費用に充てるための税収を確保しつつ、比較的分かりやすくまた民泊事業者の事務負担や宿泊者の公平性なども勘案して、2段階の税率を採用することとし、150円、450円(県税50円含めて、200円、500円)としたものである。

(4) 宿泊税導入後、入湯税はどうなったか。

入湯税は宿泊と日帰りでは税率に区別

を設けているが(宿泊;150円、日帰り;50円)、令和2年4月1日から宿泊税を導入することに伴い宿泊入湯客に新たな負担が生じるため、宿泊客の負担を軽減する観点から宿泊に係る入湯税の税率を入湯客一人当たり150円から50円に変更した。日帰りの入湯客に係る入湯税の税率は、現行の50円(入湯客1人1日)からは変更は無い。

(5) 宿泊の定義

宿泊とは、一般には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為を言いますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊者かどうかを判断する。

① その利用行為が契約上宿泊しての取り扱いであるもの

② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

6. 感想

福岡市にとって宿泊税は適した財源であると感じた。福岡市は九州の玄関であり、観光中心とした商業都市である。観光・ビジネス客の受け入れ環境の整備と増加する観光客と市民生活の調和を図りつつ、九州全体の活性化につなげていく必要性の理念が素晴らしい。便利に使えるインフラのために税を取ると言う事は受益者負担の観点からも的を得ていると思われる。この財源を生かしより魅力ある都市へとブラッシュアップできるものと思われる。実際に街を散歩してみると、公園や河川道路などが整備されているのがよくわかる。歩いていてもとても都会的で有りながら水と緑があり、街並みが気持ち良いと感じた。

東京都、大阪府、京都市、金沢市などは既に導入されている。

那須塩原市においては、宿泊税が適当かどうかを検討する前に、まずは、街に魅力があるかどうか、産業構造、交通アクセスなどを踏まえ、来ていただく方に充分納得してもらえるかどうかを検証する事が重要であると思われる。(鈴木伸彦)

市議会有志議員による提案から条例制定し宿泊税導入に至ったことは那須塩原市議会においても議員発議による条例制定の参考になる。

本市は塩原温泉、板室温泉、大山参道等市全体が観光資源を有しており、交通の便にも恵まれていることから首都圏からの観光客も多い。

市も持続可能な観光地としての取組をしているが、観光客目線でいえば、公衆トイレがきれいになっているか、トイレが利用しやすい箇所に設置されているか、遊歩道が歩きやすくきれいに整備されているのか、夏場は雑草や木の枝が生い茂り歩きにくくなっていないか、二次交通はどうか、観光地の街並みはどうか、細かいところが気になるものである。当然そのような整備には費用が掛かる。市税だけでは賄えない部分の補填として観光客からも宿泊税を納めていただき、環境美化を進めることにより観光集客数のアップを目指せるのではないか。

福岡市は観光のための整備だけではなく市民のためにも予算を講じているところも参考になる。

また、栃木県と近隣市町との連携も必要となることから、県を含み広域での協議を本市を中心に取組んでいくことがこれから必要だと考える。(星宏子)



福岡市議会議場にて

**テーマ：若者と考える、投票率向上
プラン
選挙コンシェルズ・選挙クルー
プロジェクトについて**

視察地 愛媛県松山市
視察日 令和4年7月27日
報告者 山形紀弘 山本はるひ 鈴木秀信

松山市は愛媛県の中央部に位置する県庁所在地で、面積約430平方キロメートル、人口50万人強という規模です。平成19年にはまちづくりの核となる施設として「坂の上の雲ミュージアム」がオープンしています。

今回の研修は「選挙クループロジェクト、選挙コンシェルジュについて」ですが、選挙管理委員会の職員は『若者と考える、投票率向上プラン』という資料に基づいて説明をしてくださいました。

松山市の有権者は約43万人、選挙管理委員会事務局専任職員は10人です。そのうち5人が選挙クルー、コンシェルジュにかかわっています。このための予算は年間80万円です。投票所数は市内に99か所、期日前投票所は38か所で商業施設2か所、大学2か所のほかは支所に設置されています。

「選挙コンシェルジュ」は有償ボランティアの高校生・専門学生・大学生で、啓発イベントの企画立案や実施の統括・補助を主体的に行う役割を持ち、1時間1,115円の報酬を支払っています。当初30人以上いましたが、新型コロナウイルス感染拡大で現在は5人、今年度は増やしたいとのこと。とかく選挙は暗いイメージがあるので「明るく」をモットーに選挙との距離を縮め、若者の投票

率をあげる「投票までの案内人」という位置づけです。

「選挙クルー」は松山市の投票率向上プランに賛同してくれる団体で、団体内外への啓発の協力者です。現在は、松山東高校放送部、松山大学や愛媛大学、法人などスキルを持っている6つの団体がクルーに認定されています。

選挙クルーやコンシェルジュは主権者教育にも積極的に協力しています。生徒会選挙では本物に近い選挙公報作成やポスター作成、投票体験の支援をしています。小学校では投票用紙の読取分類機やポスター掲示を教室に持っていき主権者教育をしています。高校では昼休みに、選挙入場券や期日前投票などのことを校内放送で行い、選挙に対する知識と関心を学校全体で高めています。大学では模擬投票を実施、選挙コンシェルジュが当日選挙に行けない学生を募集して大学内の期日前投票所へ一緒にいって投票するという企画をしています。このような主権者教育の結果、高校生へのアンケート「18歳になれば選挙に行くか？」に対して「そう思う・どちらかといえばそう思う」が69%から94%に増えています。今年、松山市議会銀選挙と参議院議員選挙がありましたが、実は若者の投票率は上がりませんでした。大学生を対象にアンケート（複数回答）を行った結果、棄権のベスト3は1位「住民票が松山市にないから」90%、2位「他に用事があった」12%、3位「誰に投票していいのかわからなかった」11%でした。このことから、「条件さえ揃えば、

高校生・大学生は投票する、その他の若者世代の動向が把握できていない」と現状分析をして、問題点として「大学生市場は住民票の異動を解決しない限り大きな飛躍は期待できない、高校生・大学生以外のターゲットを明確にできていない」をあげています。それを踏まえて「啓発戦略の見直し」が必要と結論を出し、「住民票異動企画」を新企画としました。住民票の異動について大学生は移さなくてもよいと認められているのでなかなか難しいことだとは思いますが、やってみる価値はあると思います。

投票率の上がらなかった4月の市議選ですが、松山東高校では選管職員が講師を務める授業「若者の投票率と選挙啓発」を1年間受講した7人の生徒を特例選挙コンシェルジュに認定しています。この生徒たちが企画・立案した選挙啓発用下敷きには、どの選挙から実際に投票できるか具体的に書いてあるという優れたものです。松山東高生コンシェルジュの皆さんは7月の参議院議員選挙では「皆で行こう！投票キャンペーン」を行い、友達を誘って期日前投票へ行くということもしています。

那須塩原市ではやっと投票所の環境が整ったところですが、一筋縄ではいかない投票率向上ですが、選挙コンシェルジュや選挙クルーのような制度を作って高校生などにアイデアを出してもらい、選挙は遠くにあるものではなく、自分事としてかかわってもらうことで選挙啓発をしてもらうことは、とても良いアイデアだと思います。(山本はるひ)



松山市にて説明を受ける

民主主義の根幹である選挙の投票率は低下傾向にあり、本市議会でも議会活性化特別委員会において投票率向上への提言書を本年5月に市選挙管理委員会へ提出した。

投票率の向上は全国的課題となっている。多くの自治体はその対策を模索する中、愛媛県松山市は先進的取組を実施している。先進事例を学び、本市の投票率向上に寄与できればと視察を実施した。

松山市選挙管理委員会事務局について

図1



松山市選挙管理委員会事務局の構成は図1の通りで有権者43万人に対し、事務局長含め10人の専任職員で、投票所数99箇所期日前投票所38箇所（うち商業施設2箇所、大学2箇所）となっている。

松山市は、以下の3つのことに重点を置き、投票率向上を狙った。

- ①投票環境向上
- ②参画型の啓発
- ③主権者教育の充実

①投票環境の向上について

「全国初！大学構内に期日前投票所」

過去に愛媛県選挙管理委員会が大学でワークショップを実施し、その中のアンケートに「大学内に投票所があれば投票に行く」という回答があった。それをヒ

ントに若者が集積する場所に投票所を設ける。それが、大学内期日前投票所だった。これが全国へ拡がり3年間で98箇所までになっている。

②参画型の啓発

選挙コンシェルジュ認定、広報力強化

選挙クルー認定、参画の輪を拡大

選挙コンシェルジュとは、選挙啓発に熱意のある個人の集まりで、選管との定期的な企画会議や勉強会などを通して、選挙に関する高い知識と企画力を持った選挙啓発のセミプロのことである。



主な役割は、啓発イベントの企画立案や実施の統括・補助を主体的に行う。初めは、大学教授からゼミ生を紹介してもらったが、認知度が高まるにつれ、自分から応募する有償ボランティアが出てくるようになった。3名でスタートし、現在は大学生10名、専門学生3名の13名である。

選挙クルーとは、松山市の投票率向上プランに賛同してくれる団体で、団体内外への啓発の協力者のことです。

選挙クルーには、選挙期間中、選管が忙しい期間中、主権者教育の一部を代わりに行ってもらうことにより、多様な授業が展開されている。

現在、松山東高校放送部、愛媛大学メディアサポート部映像部、NPO法人NEXTCONNECTION等6団体が参加している。 図3 選挙CMの絵コンテを動画化

③主権者教育の充実

主権教育のターゲットの中心は高校生とし、中学生、機会は少ないが小学生も対象にしている。生徒会役員選挙をモチー

フに、選挙公報の作成支援や選挙ポスターの作成支援、模擬投票所の設置などを行った。

また、選挙期日前のカウントダウンを知らせるカレンダーを市内各学校へ配布や主権者教育出前講座を行っている。

また、学業や部活などで選挙期日に投票に行けない生徒（有権者）を募集し、隣接する松山大学の期日前投票所へ皆で行く、「皆で行こう！投票キャンペーン」なども実施した。

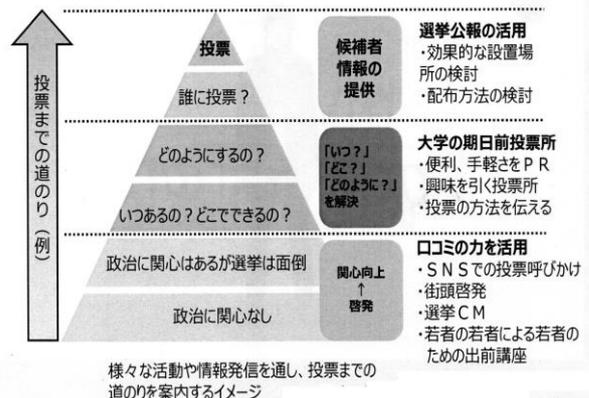
松山市の現状

このような取組により、条件さえ整えば、高校生・大学生は投票すると分析しているが、その他の若者世代の動向が把握できていない。さらに、令和2年からはコロナ感染拡大により、学生の活動や学校への訪問啓発活動も大きく制限され、期待された効果はあまり出なかった。

特に大学生市場は、9割が住民票を異動しておらず、この問題を解決しない限り大きな飛躍は望めない状況となっている。

課題が明確になる中、選挙コンシェルジュとの話し合いをもち、課題解決に向けての対策を練っているところである。

【選挙コンシェルジュのイメージ】



今回の視察における所感

松山市の「若者と考える、投票率向上プラン」は、若者の参画を中心においた取組である。本市でも若者に選挙立会人を経験させるなど工夫しているが、広報啓発活動に高校生や大学生を活用する松山市の発想は大いに参考になった。

選挙コンシェルジュや選挙クルーの活動に80万の予算を付け、マスコミ等の取材も積極的に受け入れ、若者のモチベーションを高めるよう配慮もなされている。本市において、大学との連携・協力も実施していることから、一考に値すると思う。大学の期日前投票所開設に関連し、本市議会活性化委員会で提言された「高校への期日前投票所開設」について前向きに検討していただきたい。また、松山市の「皆で行こう！投票キャンペーン」なども検討してもいいのではないかな。

投票率向上のためには、不在者投票をどうするかが鍵となる。これは松山市と同様、本市においても難しい課題である。投票率向上に向け、今後ともしっかり取り組んでいきたい。（鈴木秀信）

全国投票率の現状と課題点

投票率低下の問題は全国自治体の多くが頭を悩ませている。今年7月10日に行われた参院選。総務省のまとめでは、投票率（選挙区）は52.05%となり、前回（2019年）の48.80%から3ポイントほど増えたが、引き続き低い水準となった。国政選挙の投票率の低迷にはさまざまな背景があると見られるが、投票所の減少や投票時間の短縮が投票率の減少につながるという気になる研究結果もあるが原因はつかめていないのが現状である。専門家は、期日前投票をさらに充実させることやネット投票の検討など「いまこそ投票しやすい環境の議論を」と語る。総務省によると、今回の参院選（7月10日投開票）の当日投票所は全国で4万6016か所。前回の参院選（2019年）から1000か所ほど減った。また、投票時間を法定の午後8時から繰り上げる投票所も広がっていて本市も今回から導入した。今回は全国およそ1万7000か所が投票所の閉鎖時間を繰り上げた。衆院選でも同じ傾向にあり、2021年の衆院選では全国4万6466か所で、2017年の衆院選から1275か所減った。

一方で、期日前投票所は数が増えている。今回は全国で6157か所、前回から400か所以上増えた。ショッピングセンターや大学、駅構内などさまざまな場所にも開設されている。今回は期日前投票には全体の18.60%にあたる1961万人あまりが投票。選挙期間が1日長いため単純な比較はできないが、前回（1706万2816人）から増えた。特に地方で人口が減少していることも踏まえて、各地で投票所が減っています。投票所がたくさんある方が良いのは間違いないのですが、投票所の運営には立会人の確保など人手も必要で、特に小さな自治体にとっては大きな負担になっている。当日投票所に行くのが不便になったとしても、買い物や市役所に行くついでに期日前投票を済ませられるということで、利便性が高いと感じる人も多いと思う。

投票機会をできるだけ確保するべきだが、一方で資源的な意味でできないこともある。それであれば、投票環境の充実が有権者にとってどういう意味があるのか、何があれば私たちにとって便利になるのかということ、いま、考えていかないといけないと思う。

今回視察した松山市の様々な投票率向上の取組は大学生に着目して一定の効果を示した。今後は視点を変えて投票行動とは別の主権者教育も加味しなければならないと思った。主権者教育において、本市では小学生には（子ども議会探検）中学生には（出前講座）高校生には（意見交換会）と積極的に主権者教育の取組を実施している。言わば、今しっかりと種を蒔き続け未来の有権者に選挙や議会の役割を認識して選挙に対して積極的な行動を期待しているところである。松山市選挙管理委員会の今後の動向にも注視して、本市にもしっかりと提言、意見を実施したい。

（山形紀弘）